

東紀州地域移住体験ツアー助成金交付要領

(趣旨及び目的)

第1条 東紀州移住定住促進実行委員会（以下「実行委員会」という）は、東紀州地域への移住定住を促進し、地域の活性化に資することを目的として、実行委員会が実施する移住体験ツアー（以下「ツアー」という。）に参加した者に対して、交通費及び宿泊費一部を支援するため予算の範囲内において助成金を交付するものとし、その助成金の交付について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 世帯 住居及び生計を共にする者の集まり又は独立して住居を維持し、若しくは独立して生計を営む単身者をいう。
- (2) 交通費 鉄道料金、自家用車等の燃料代、レンタカー代、高速道路等の利用料金等のツアーに参加するための交通費をいう。
- (3) 宿泊費 ホテル代等のツアーに参加するための宿泊費をいう。

(交付対象者)

第3条 助成金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 三重県外在住者であって、東紀州地域へ移住することを検討している者
- (2) ツアー終了後にアンケートに回答し、ツアー開催時の体験記の公開に協力する者
- (3) 過去にこの要領に基づく助成金の交付を受けていない者
- (4) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第2条6号に規定する暴力団員をいう。）でない者又は暴力団員と密接な関係を有さない者

(交付対象経費)

第4条 助成金の交付の対象となる経費は、ツアーに参加するために必要な経費であって、次に掲げるものとする。

- (1) 居住地から本地域の宿泊施設までの往復及びツアー参加に要する交通費。ただし、公共交通機関を利用する場合は、特別に発生する経費（グリーン車の利用料及び航空機の特別料金等）は、対象としない。また、ツアーに関わりのない経由地への立ち寄り等に要する経費は対象としない。
- (2) 滞在する宿泊施設の宿泊費。ただし、ツアーの前泊や後泊は、対象としない。
- (3) その他、会長が必要と認めるもの

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、交付の対象となる経費の合計額の範囲内とし、助成金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。ただし、1世帯当たり6万円を上限とし、各経費の上限は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 交通費 一人あたり1万5千円を上限とし、自家用車等の燃料代は、居住地から宿泊施設までの往復の移動距離（最短経路）を15円/kmで積算した額または実費のい

- 4 -

するものとし、借り上げ料として1日あたり5千円を加算するものとする。

- (2) 宿泊費 一人あたり1万円を上限とする。

(交付申請及び請求)

第6条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、東紀州地域移住体験ツアー助成金交付申請書兼請求書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、ツアー終了後30日以内またはツアーを実施した年度の2月末日のいずれか早い日までに、会長に提出しなければならない。

- (1) 交通費に係る領収証等の写し
- (2) 宿泊費に係る領収証等の写し
- (3) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認める書類

(交付決定及び額の確定)

第7条 会長は、前条の申請があったときは、当該申請にかかる書類の審査及び調査等を行い、助成金の交付の可否を決定し、東紀州地域移住体験ツアー助成金交付（不交付）決定通知書兼額の確定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(助成金の交付の取消し及び返還)

第8条 会長は申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付を取り消し、既に交付した助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) その他会長が交付を取り消す必要があると認めるとき。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、助成金の交付について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年4月19日から施行する。